

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

令和2年10月1日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウィルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

貸付金額 10万円以内

●次の場合は20万円以内の貸付が可能です

- (1)世帯員の中に新型コロナウィルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2)世帯員に要介護者がいるとき。
- (3)世帯員が4人以上いるとき。
- (4)世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ①新型コロナウィルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウィルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6)その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

●利子 無利子

●据置期間 貸付の日から1年以内

●返済期間 据置期間後、2年以内

●連帯保証人 不要

※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年3.0%の延滞利子が発生します。

※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

■貸付対象

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）
なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの
(住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など)
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類など）
- ④貸付金の振込及び口座振替で償還する場合に使用する預金通帳、金融機関届出印

■貸付金の送金

市町村社会福祉協議会から届いた借入申込書等を秋田県社会福祉協議会で審査した後、指定の金融機関・口座に振込みます。（送金まで概ね10日程度かかります）
ただし、要件に該当しない場合、減額または貸付を行わないことがあります。

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のご案内

令和2年5月29日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

貸付上限額

2人以上の世帯 月20万円以内

単身世帯 月15万円以内

- 貸付期間 原則3月以内
- 利子 無利子
- 据置期間 最終貸付日から1年以内
- 返済期間 据置期間後、10年以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年3.0%の延滞利子が発生します。

※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

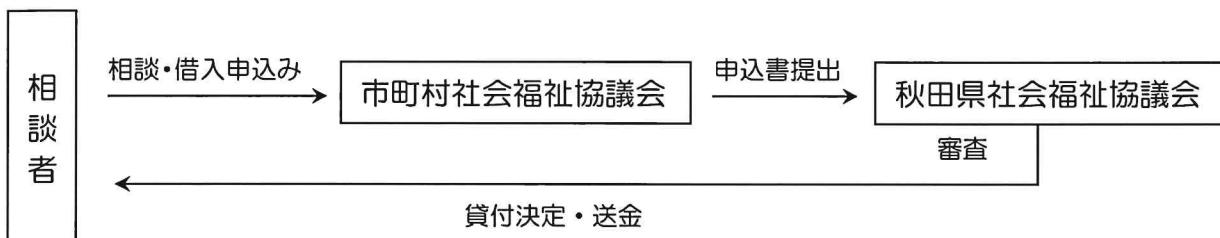
■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの
(住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など)
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類など）
- ④貸付金の振込み及び口座振替で償還する場合に使用する預金通帳、金融機関届出印
- ⑤その他必要な書類

■貸付手続きの流れ



新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・令和3年2月19日(金)から令和3年3月末まで

お問合せ先

●一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)

●お申込みはお住まいの市区町村の自立相談支援機関へご相談の上、 市区町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。

生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申請書、既に借りている総合支援資金の借用書をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、住民票を、振込口座を変更する場合は、通帳の写が必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q4 借り受けたお金の返済方法はどうなりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。